



八千代市監査公表第8号

平成30年8月13日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 緑 川 利 行

平成29年度出資団体監査（㈱八千代市水道サービス）
の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた
措置の公表について

平成29年10月31日付け八監第320号により提出した平成29年度出資団体監査（㈱八千代市水道サービス）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

平成29年度出資団体監査結果（平成29年10月31日付け八監第320号）

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
経営企画課	株八千代市水道サービス	<p>《経営企画課》</p> <p>(1) 指導監督について</p> <p>【所見】</p> <p>水道サービスに対する市の出資割合は5割超であり、また、事業管理者及び上下水道局長の2名が取締役に就任するとともに、2名の監査役のうち1名は市財務部長が就任していることから、市は積極的に水道サービスに対し指導監督ができる立場にある。</p> <p>しかしながら、平成29年3月31日に市財務部長が退職に伴い監査役を辞任したことにより、定期株主総会が開催されるまでの約2か月間にわたって監査役のうち1名が不在の状態となり、その間に決算監査が実施されていた。また、後述するとおり、水道サービスにおいては、出納その他の事務の執行に改善すべき点が散見されたことから、市が出資者として水道サービスに対し適切な指導監督を行っていたとは言い難い状況にあった。</p> <p>このことから、上下水道局において、適切な指導監督が行われるよう改善策を講じられたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>監査役につきまして、今後においては、市財務部長が退職した場合又は人事異動があった場合においても、次期定期株主総会が開催されるまでの間は、引き続き水道サービス監査役を務めてもらえるように働きかけました。その結果、平成30年4月1日の市の人事異動により財務部長の交代がありましたが、1会計年度について現に監査を行ってきた監査役が株主総会における監査報告を行うべきとの観点から、株主総会の日まで、旧任の財務部長に監査役に留任してもらいました。また、出納その他の事務の執行の改善につきましては、平成30年3月に行った規程類の整備案の交付を中心として、指導を行いました。</p>

対象機関	対象出資団体	所見及び措置内容
経営企画課	株八千代市水道サービス	<p>《八千代市水道サービス》</p> <p>(6) 監査役について</p> <p>【所見】</p> <p>監査役については、経営企画課の「(1)指導監督について」で述べたとおりである。監査役が1名となったことについては、定款及び諸規定上に問題はないものの、適正なガバナンス体制の確立という観点からは望ましい状態であるとは言い難い。また、前述したように、会計経理が適切に行われていない事例が散見されたことから、監査役の監視機能が有効であるか検証し、改善策を講じられるよう努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>適正なガバナンス機能の確保のために、監査役が1名となる体制は望ましくないため、市及び在任監査役に働きかけて、常時2名体制を維持していくこととし、平成30年4月の人事異動による財務部長の交代がありましたが、株主総会の日まで、旧任の財務部長に監査役に留任してもらいました。</p>